


吸収分割株式会社・吸収分割承継会社の
事後開示事項

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号，同条第 2 項及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2019 年 4 月 23 日

名古屋市東区東新町 1 番地
中部電力株式会社

東京都中央区日本橋二丁目 5 番 1 号
株式会社 J E R A



会社法第 791 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 189 条に定める事後開示事項
(吸収分割に係る事後開示事項)

2019 年 4 月 23 日

名古屋市東区東新町 1 番地
中部電力株式会社
代表取締役社長 勝野 哲
社長執行役員



東京都中央区日本橋二丁目 5 番 1 号
株式会社 J E R A
代表取締役社長 小野田 聡



中部電力株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社 J E R A（以下「承継会社」といいます。）は、2018 年 5 月 9 日付で締結した吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2019 年 4 月 1 日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、分割会社がガス・LNG 販売事業、LNG 受入・貯蔵・送ガス事業、既存火力発電事業、既存火力発電所のリプレース・新設事業およびこれらに付帯関連する事業（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いましたので、本件吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める事後開示事項を下記のとおり開示いたします。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日
2019 年 4 月 1 日
2. 分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過
 - (1) 本件吸収分割に際し、会社法第 784 条の 2 の規定に基づき、分割会社に対して本件吸収分割をやめることの請求をした株主はありませんでした。
 - (2) 分割会社は、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2019 年 2 月

20日付で、株主に対し公告を行いました。同法第785条第1項の規定による株式の買取請求をした株主はありませんでした。

(3) 分割会社には、会社法第787条第1項第2号の規定により新株予約権買取請求をすることができる新株予約権者は存在しません。そのため、分割会社は、同条第3項及び第4項の規定に基づく新株予約権者に対する通知又は公告は行っていません。

(4) 分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2019年2月20日付の官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いました。所定の期間内に同法第789条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。なお、電子公告により公告したことから、知れている債権者への個別の催告は行っていません。

3. 承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 本件吸収分割に際し、会社法第796条の2の規定に基づき、承継会社に対して本件吸収分割をやめることの請求をした株主はありませんでした。

(2) 承継会社は、株主総会の決議によって吸収合併契約の承認を受けていることから、会社法第797条第4項第2号の規定に基づき、同条第3項の通知に代えて、株主に対して公告を行いました。同条第1項の規定による株式買取請求をした株主はありませんでした。

(3) 承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2019年2月20日付の官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いました。所定の期間内に同法第799条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。なお、電子公告により公告したことから、知れている債権者への個別の催告は行っていません。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

分割会社は、本件吸収分割契約の定めに従い、本件事業に関する権利義務を承継会社に承継させました。その詳細は別紙のとおりであります。

このうち承継会社が承継した資産及び負債の額（概算値）は、以下のとおりであります。

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
流動資産	3,810億円	有利子負債	5,992億円
固定資産	7,978億円	その他負債	160億円
合計	11,788億円	合計	6,152億円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2019 年 4 月 9 日

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項

- (1) 本件吸収分割に際し、承継会社の資本金及び準備金の額は増加しておりません。
- (2) 承継会社は、本件吸収分割に際し、新たに発行した普通株式 500 万株を分割会社に交付いたしました。
- (3) 分割会社は、本件吸収分割に際し、商法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 90 号）附則第 5 条の規定に基づく協議並びに会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成 12 年法律第 103 号）第 2 条の規定に基づく労働者及び労働組合への通知等を行いました。所定の期間内に異議を述べた労働者はありませんでした。

以 上

本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した本件事業に関する権利義務

(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

1. 資産

(1) 流動資産

①現金（預金）

3,350 億円

②本件事業に属する貯蔵品及びその他の流動資産（但し、上記①以外の現預金並びに分割会社・承継会社間で合意した売掛金、諸未収入金、貸倒引当金及びその他の流動資産を除く。）

(2) 固定資産

①有形固定資産

以下の火力発電所、LNG 基地等を含む本件事業に属する有形固定資産

- ・新名古屋火力発電所
- ・四日市火力発電所
- ・知多火力発電所
- ・武豊火力発電所
- ・西名古屋火力発電所
- ・渥美火力発電所
- ・知多第二火力発電所
- ・川越火力発電所
- ・碧南火力発電所
- ・上越火力発電所
- ・川越 LNG 基地
- ・四日市 LNG センター
- ・上越 LNG 基地
- ・知多 LNG 共同基地（分割会社持分）
- ・火力発電事業用（ガス事業用との共用含む。）の導管等
- ・火力研修所設備

②無形固定資産

本件事業のみに用いられている商標権及びその他分割会社・承継会社間で合意した無形固定資産（但し、以下の特許権以外の特許権（これを受ける権利を含む。）を除く。）

- ・出願番号 PCT/JP2017/019600 に係る特許権（これを受ける権利を含む。）の分割会社持分の一部

③投資その他の資産

以下の法人及びその他本件事業のみに属する業務を行う法人の株式又は持分並びに本件事業に属する投資その他の資産



せ
割
動
づ
ホ
上

- ・知多エル・エヌ・ジー株式会社
- ・知多棧橋管理株式会社
- ・愛知衣浦バイオ株式会社
- ・霞棧橋管理株式会社
- ・石炭資源開発株式会社
- ・セントラル LNG シッピング株式会社
- ・セントラル LNG マリンフューエル株式会社

2. 負債

(1) 流動負債

① 短期借入金

5,992 億円

- #### ② 本件事業に属する諸前受金及びその他の流動負債（但し、上記①以外の借入金並びに分割会社・承継会社間で合意した買掛金、未払金、未払費用、未払税金及びその他の流動負債を除く。）

(2) 固定負債

本件事業に属する固定負債

3. 契約

本件事業に関して締結された一切の契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務。但し、以下のものを除く。

① 雇用契約

- #### ② 上記 1. 及び 2. により承継会社に承継されない資産又は債務に係る契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務

4. 許認可等

分割会社が本件事業に関連して保有している許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、分割会社から承継会社への承継が法令及び条例上可能であるもの

以 上



本書は原本と相違がないことを証明します。

2019年4月23日

名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社

代表取締役社長

勝野

哲



社長執行役員

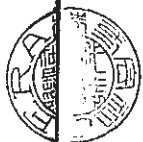
東京都中央区日本橋二丁目5番1号

株式会社 J E R A

代表取締役社長

小野田

聡



割会
を除

義

の地

分

上

